

仕様書

1. 業務内容 東平会館ブロック塀解体撤去作業
2. 施工場所 大阪市中央区上本町西5-1-38 東平会館 南側ブロック塀
3. 業務概要
- (1) コンクリートブロック塀（基礎部分は除く。）の解体撤去。
 - (2) 上記工事により生じた廃材の積み込み、運搬、処分。
 - (3) ブロック塀撤去跡の基礎上に高さ150cm、全長380cmのネットフレンスを設置。（「10. 作業箇所図」参照）
 - (4) ブロック塀撤去箇所のモルタル補修及び清掃。
4. 施工期限 令和8年2月27日（金）
5. 適用範囲
- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
 - (2) 本業務について、この仕様書に定められた事項以外は、発注者の指示によるものとする。
 - (3) 受注者は仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者と協議するものとする。
6. 業務履行に関する事項
- (1) 受注者は本業務着手前に発注者と作業工程および安全対策について十分な打ち合わせを行うこと。
 - (2) 作業に当たっては、適用を受ける関係法令を遵守し、作業に必要な官公署その他への手続きは速やかに行うこと。
 - (3) 車両の留置きについては、会館に隣接する東平南公園を利用し、利用にあたっては公園事務所に対し、占用許可を申請すること。
(占用許可申請に係る費用はかかるないものとする。)
 - (4) 作業に使用する車両数は必要最小限にし、最大積載量は4tまでとすること。（2tを上回る場合は公園への進入口について、敷板等で養生すること。）
 - (5) 既設建物及び設備等に傷をつけないよう注意し、万一破損した場合は受注者の責任により速やかに原型復旧すること。
7. 検査
- (1) 検査は受注者の立会いのもとに行う。その結果、指摘を受けた場合は指定期日までに手直しを行い、処置内容を報告し再度検査を受けること。
 - (2) 受注者は、業務を完了したときは速やかに業務完了届を提出すること。その際、業務記録写真（作業前・作業工程・完成）を添付すること。
なお、検査は業務終了後とし、委託料の支払いは検査合格と認められた後に行う。
8. 特記事項
- (1) 職員等の公正な職務の執行に関する条例を遵守すること。
 - (2) 大阪市暴力団排除条例を遵守すること。

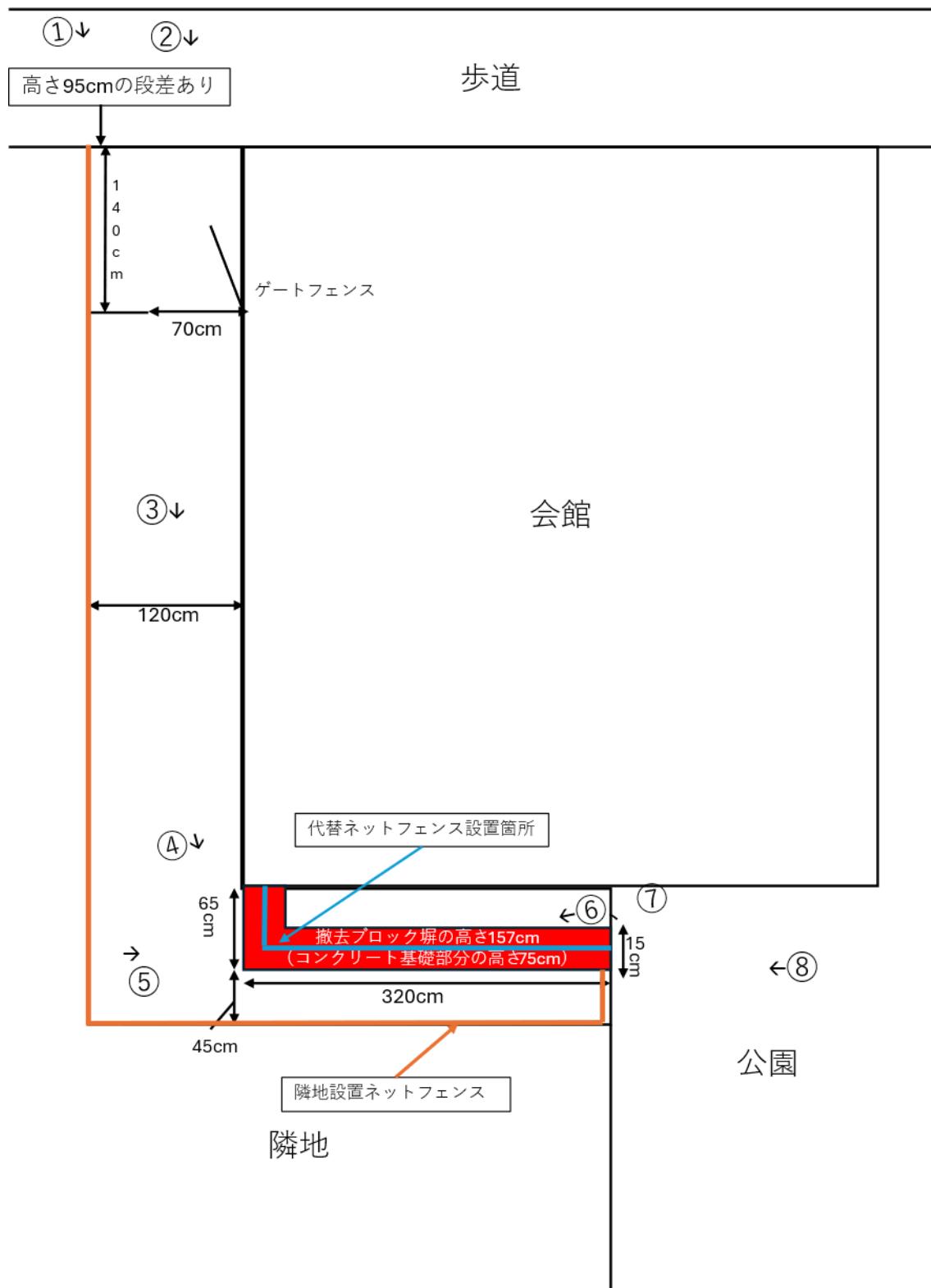
9. 担当者 中央区役所市民協働課市民協働グループ 担当：世良・浅田
(又は連絡先) 〒541-8518
大阪市中央区久太郎町1-2-27
TEL: 06-6267-9834 / FAX: 06-6264-8283
(発注者: 大阪市中央区役所)

10. 作業箇所図

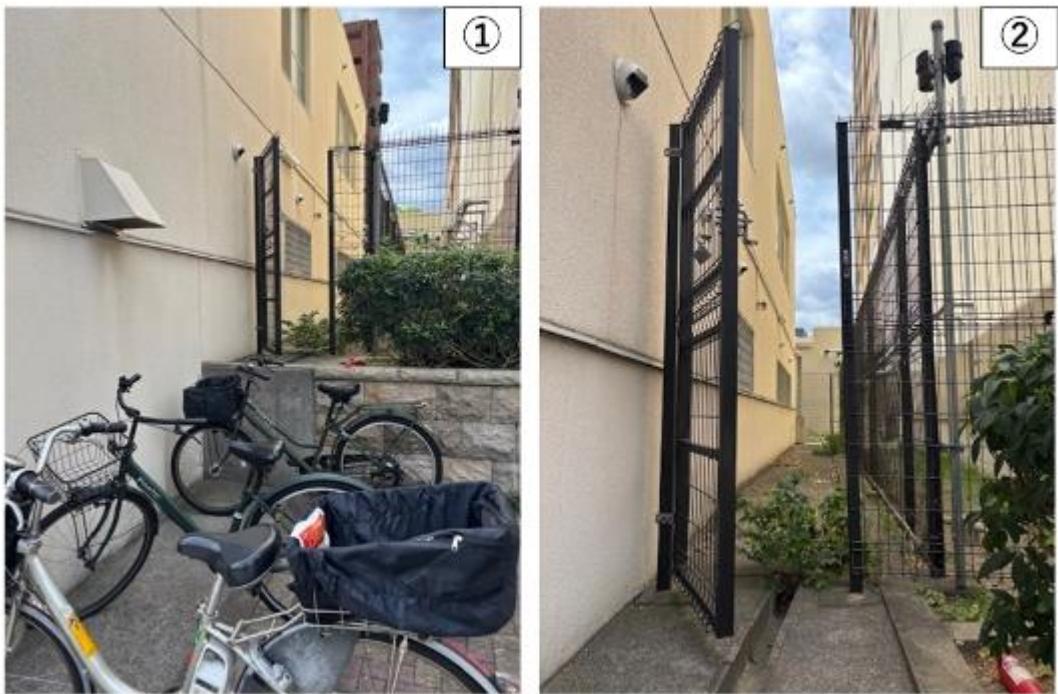
・周辺写真

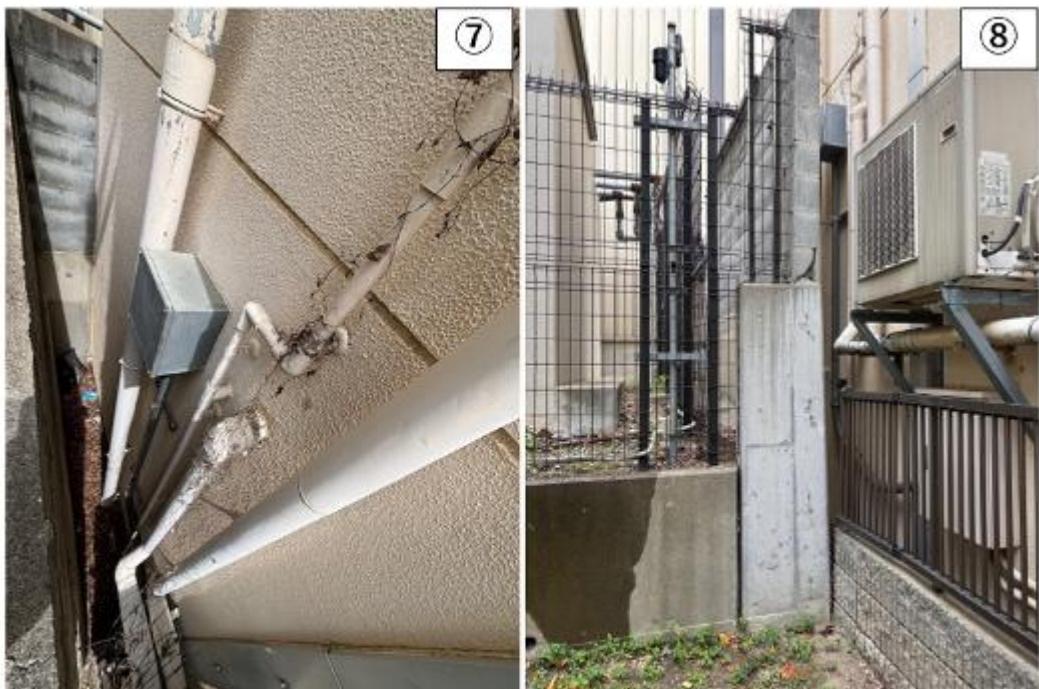
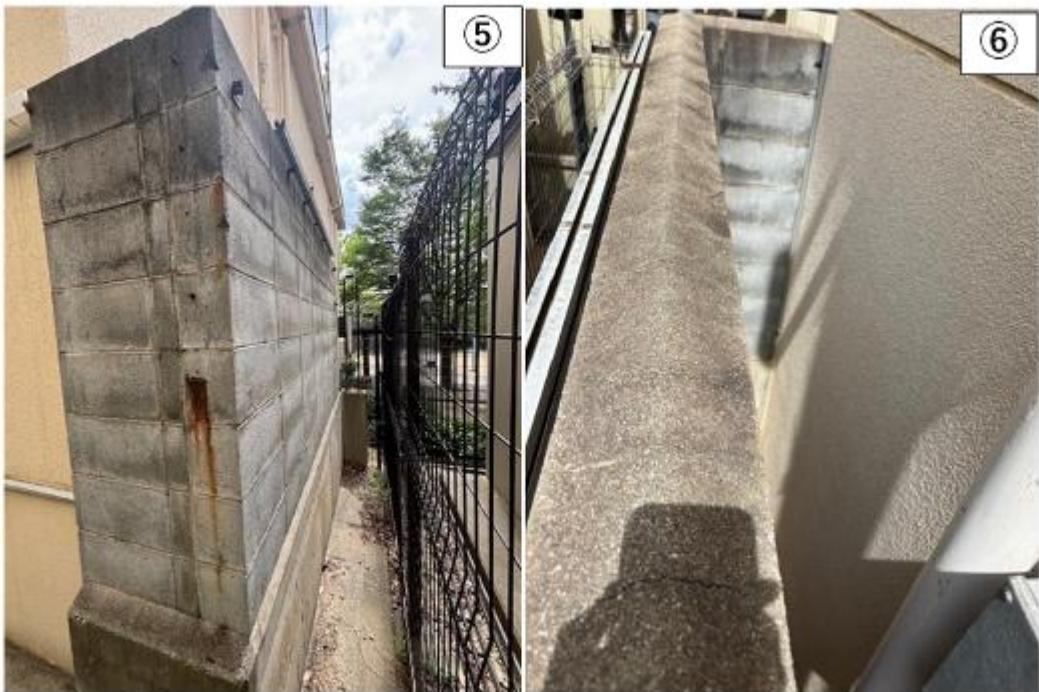


・寸法等参考図



・参考写真





公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、この契約について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市中央区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市中央区役所総務課）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大阪市中央区役所総務課（連絡先：06-6267-9625）に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。